平成２７年（フ）第１１２１６号
東京都世田谷区三宿１丁目27―１
債務者　東郷　　葵
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２１７号
東京都品川区旗の台３丁目10―８―101
債務者　佐藤　弘康
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２２０号
神奈川県横浜市港北区日吉本町２丁目31―２―204
債務者　官崎　祐太
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２２２号
東京都世田谷区大原２丁目23―５―202
債務者　横山　博史
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９９号
岡山市南区万倍158番地１　６
債務者　難波　和仁
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１６号
岡山県高梁市有漢町有漢5714番地１Ｗ―２
債務者　早川　　肇
１　決定年月日時　平成28年１月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３８７号
福岡市博多区東比恵２丁目８番12号
破産者　ナショナル住建株式会社
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１００２号
福岡県太宰府市朱雀５丁目４番27号
破産者　有限会社丸商
１　決定年月日　平成27年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７０５号
札幌市東区東苗穂７条３丁目９番13号
破産者　株式会社アデフ建築杠房
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５８号
北海道千歳市真々地２丁目２番10―505号
破産者　株式会社ラポラポ
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３３号
札幌市中央区旭ヶ丘５丁目２番２号
破産者　株式会社ユニバーサルエデュケーション
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８３号
栃木県芳賀郡芳賀町大字西高橋3483番地２
破産者　菅谷建設株式会社
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８４号
栃木県芳賀郡芳賀町大字東水沼2321番地38、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字西高橋3483番地２
破産者　菅谷　恭久
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６９号
岩手県盛岡市清水町７―18　レオパレス大清水小路202号室、住民票上の住所栃木県日光市中央町14番地　サンビレッジオアシス101
破産者　本塩　　忠
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８４０号
千葉市花見川区花見川６番12棟507号
破産者　亡五十嵐昭男相続財産
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９９２号
名古屋市港区砂美町152番地
破産者　株式会社大栄企業山田組
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７０号
福岡県京都郡苅田町富久町２丁目19番地10（マインドビル206）
破産者　竹島青果店こと　三浦　康彦
１　決定年月日　平成27年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６７号
静岡県三島市大宮町３丁目３番10号
破産者　中江とよ子
１　決定年月日　平成28年１月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０６９号
福岡県大野城市下大利３丁目２番22号　202号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目24番16―201号（コアマンション博多南）
破産者　西村　政美
１　決定年月日　平成27年12月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部